

## 参考資料

項 目	頁数
平成26年度たつの市地域公共交通会議委員名簿	1
たつの市地域公共交通会議設置要綱	2～4
たつの市地域公共交通会議の開催状況	5～6
コミュニティバスルート変更等について	7～12
地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会について	13～15
地域公共交通網形成計画にかかるアンケート調査について	16
佐用町運営有償運送の通学定期制度導入について	17～21
平成26年度コミュニティバスの利用状況について	22～23

平成26年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	代 理
1	市民団体	たつの市連合自治会	副会長	寺 田 勝	
2	市民団体	たつの市連合婦人会	副会長	山 本 健 美	
3	市民団体	たつの市老人クラブ連合会	会 長	松 原 敏 夫	
4	市民団体	たつの市観光協会	副会長	飯 田 健 人	
5	市民団体	たつの市商工会	副会長	金 澤 信 義	
6	市民団体	たつの市PTA協議会	副会長	久 保 あゆみ	
7	市民代表	公募委員（龍野）	—	藤 輪 邦 男	
8	市民代表	公募委員（新宮）	—	寺 澤 利 香	
9	市民代表	公募委員（担保川）	—	西 口 小夜子	
10	市民代表	公募委員（御津）	—	大 西 正	
11	運送事業者	神姫バス株式会社 姫路営業所	所 長	切 原 慎 治	清水 忠臣
12	運送事業者	株式会社ウエスト神姫	支配人	山 下 三喜夫	村上 正弘
13	運送事業者組織団体	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	中 澤 秀 明	
14	運送事業者組織団体 兼運送事業者	社団法人 兵庫県タクシー協会 (株式会社 龍野タクシー)	(代表取締役社長)	熊 淵 秀 夫	
15	運送事業者労働組合	神姫バス労働組合	執行委員	藤 元 忠	
16	地方運輸局長	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部輸送部門	首席運輸企画専門官	清 水 俊 博	上畑 光生
17	道路管理関係機関	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所道路管理第二課	課 長	水 江 正 弘	
18	道路管理関係機関	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	樋 口 和 夫	
19	兵庫県関係行政機関	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐(企画調整担当)	黒 澤 正 之	
20	警察関係者	たつの警察署交通課	課 長	大 牧 雅 人	
21	たつの市議会	たつの市議会	総務文教常任委員長	三 木 浩 一	
22	たつの市	たつの市	副市長	小 西 千 之	
23	道路管理関係機関	たつの市都市建設部	部 長	井ノ原 康 宏	
24	市関係部局	たつの市健康福祉部	部 長	石 原 和 良	

## たつの市地域公共交通会議設置要綱

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した旅客輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、たつの市（以下「市」という。）における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び公共交通の利便の増進を図るため、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (構成員)

第3条 交通会議は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する者とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 交通会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 会長は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の交通会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 交通会議の委員は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

7 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(代理出席)

第7条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第8条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第9条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第10条 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキンググループ)

第12条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(庶務)

第13条 交通会議の庶務は、公共交通担当課において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる交通会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
一般旅客自動車運送事業者の指名する者
社団法人兵庫県バス協会の指名する者
社団法人兵庫県タクシー協会の指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員

## たつの市地域公共交通会議の開催状況

平成20年度	平成20年 7月28日	<u>〔第1回たつの市地域公共交通会議〕 【平成20年度第1回】</u> ・たつの市公共交通及びコミバスの現状について ・コミバスの再編について ・ワーキンググループの設置について
	平成20年 9月22日	〔第1回ワーキンググループ会議〕 ・龍野Bルート 調査乗車 ・会長、副会長の選任 ・コミバスの再編について（方向性の協議）
	平成20年11月20日	〔第2回ワーキンググループ会議〕 ・龍野揖保ルート 調査乗車 ・コミバスの再編について（各路線の利用者数、運賃）
	平成21年 2月 3日	〔第3回ワーキンググループ会議〕 ・揖保川Bルート 調査乗車 ・コミバスの再編について（ルート統合案、代替手段、新規バス停設置、アンケート）
平成21年度	平成21年5月～6月	市において、利用状況アンケート調査を実施
	平成21年 7月30日	〔第4回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第1回） ・委員の交代について ・利用状況アンケートの集計結果について ・コミバスの再編について（方向性）
	平成21年 8月12日	〔第5回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第2回） ・コミバスの再編について（再編案、代替手段）
	平成21年10月28日	〔第6回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第3回） ・たつの市内運行路線バスの現状について ・コミバスの再編について（再編の方向性のまとめ）
	平成21年11月25日	〔第7回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第4回） ・コミバス再編答申について（ワーキンググループのまとめ）
	平成22年 2月 4日	<u>〔第2回たつの市地域公共交通会議〕 【平成21年度第1回】</u> ・ワーキンググループからの答申報告 ・コミバス事業の再編について（方針・基準・日程決定）
平成22年度	平成22年 6月10日	〔第8回ワーキンググループ会議〕（平成22年度第1回） ・コミバス利用状況調査の中間報告 ・委員の任期満了について
	平成22年 7月23日	〔第9回ワーキンググループ会議〕（平成22年度第2回） ・コミバス利用状況調査の結果報告 ・コミバスの再編について
	平成22年 8月17日	<u>〔第3回たつの市地域公共交通会議〕 【平成22年度第1回】</u> ・コミバス利用状況調査の結果報告 ・コミバス事業の再編について（再編ルート決定）
	平成22年10月 1日	運行事業者 神姫バス(株) ⇒ (株)ウエスト神姫 に変更
	平成22年10月12日	再編実施（7路線廃止／2路線新設⇒14路線で運行）
	平成23年 2月14日	〔第10回ワーキンググループ会議〕（平成22年度第3回） ・コミバス再編後の利用状況について ・今後の課題について

平成23年度	平成23年 9月20日	〔第11回ワーキンググループ会議〕（平成23年度第1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス（退出申出・事業者変更）について</li> <li>・コミバス再編後の利用状況について</li> </ul>
	平成23年 9月26日	〔第4回たつの市地域公共交通会議〕【平成23年度第1回】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・副会長の選任</li> <li>・路線バス（退出申出・事業者変更）について</li> <li>・コミバス再編後の利用状況について</li> </ul>
	平成24年 1月18日	〔第5回たつの市地域公共交通会議〕【平成23年度第2回】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミバスの再編について</li> <li>・佐用町運営有償運送の実施について</li> <li>・たつの市地域公共交通会議設置要綱の改正について</li> </ul>
平成24年度	平成24年 4月 1日	コミバス見直し実施 （揖西ルート路線見直し／光都～西栗栖駅線廃止）
	平成25年 2月28日	〔第6回たつの市地域公共交通会議〕【平成24年度第1回】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長の選任</li> <li>・コミバスの利用状況について</li> <li>・コミバスの見直し基準の設定について</li> </ul>
平成25年度	平成25年 7月8日	〔第7回たつの市地域公共交通会議〕【平成25年度第1回】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミバスの利用状況について</li> <li>・コミバスの再編について（ルート統合案、新規バス停設置）</li> <li>・南北連結時刻表の見直しについて</li> <li>・コミバス見直し候補路線について</li> </ul>
平成26年度	平成26年 8月22日	〔第8回たつの市地域公共交通会議〕【平成26年度第1回】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長の選任</li> <li>・コミバスの利用状況について</li> <li>・コミバスの再編について（ルート変更案）</li> <li>・佐用町運営有償運送にかかる協議について</li> <li>・コミバス見直し候補路線について</li> </ul>
	平成27年 2月17日	〔第9回たつの市地域公共交通会議〕【平成26年度第2回】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミバスの再編について（ルート変更案）</li> <li>・地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会について</li> <li>・地域公共交通網形成計画について</li> <li>・ワーキンググループ会議について</li> <li>・佐用町運営有償運送にかかる協議について</li> <li>・コミバスの利用状況について</li> </ul>

## 南北連結時刻表の見直しについて（案）

南北連結ルートは、たつの市コミュニティバス全ルート中、最も乗客数が多いルートであり、高齢者から学生まで幅広い層の方に利用していただいている。

そこで、さらに南北連結を充実させていく中で、第一段階として、平成25年10月1日の再編において、市民の強い要望がある後ろ2便の出発時刻をそれぞれ「30分」遅らせて運行させたことにより、利用者数の増加につながった。

今回、第2段階として、平成27年4月1日の再編に合わせ、竜野駅からの朝の通勤通学時間帯の増便要望がある、南北連結の新宮方面行きを、本竜野駅までの間「1本」増便する。

さらに、御津方面へのしんぐう総合センター11:10発を「10分」繰り上げ、11:00発にする。これにより、市民からの強い要望のあった、島田南の到着時間の繰り上げが可能となり、龍野中央病院の受付時間11:30に間に合うことに加え、公立高校学区再編が実施される龍野高校生の登校時刻と、病院の受付時間へ合わせたダイヤとなり、利便性が向上し、乗客数の増加が見込まれる。

南北連結（新宮方面）

	バス停名	運行日：月～土	
		あいあい	赤とんぼ
再編案	竜野駅	7:21	7:51
	ひばりヶ丘	7:23	7:53
	神戸北山	7:23	7:53
	揖保川公民館北	7:24	7:54
	揖保川総合支所	7:25	7:55
	アクアホール前	7:26	7:56
	新在家南	7:27	7:57
	新在家	7:28	7:58
	野田橋	7:29	7:59
	町屋	7:30	8:00
	町屋北口	7:31	8:01
	半田	7:32	8:02
	日山（新大橋西詰北）	7:33	8:03
	川原町	7:34	8:04
	龍野橋東詰	7:35	8:05
	本竜野駅	7:41	8:06
日飼	7:43	—	

南北連結（御津方面）

	バス停名	運行日：月～土	
		さくら	
再編案	しんぐう総合センター	11:10	11:00
	新宮公民館	11:12	11:02
	播磨新宮駅	11:15	11:05
	砂子	11:18	11:08
	～	～	～
	東苅崎南	11:26	11:16
	島田	11:27	11:17
	島田南	11:28	11:18
	～	～	～
	本竜野駅	11:35	11:25
	～	～	～
	竜野駅	11:53	11:43
	～	～	～
	市民病院	12:06	11:56
	～	～	～
	新舞子口	12:13	12:03
新舞子荘	12:15	12:05	

今後の南北連結ルートの運行計画としては、運行数の増、運行ルート及び他のルートとの連結・統合も含め検討していく。

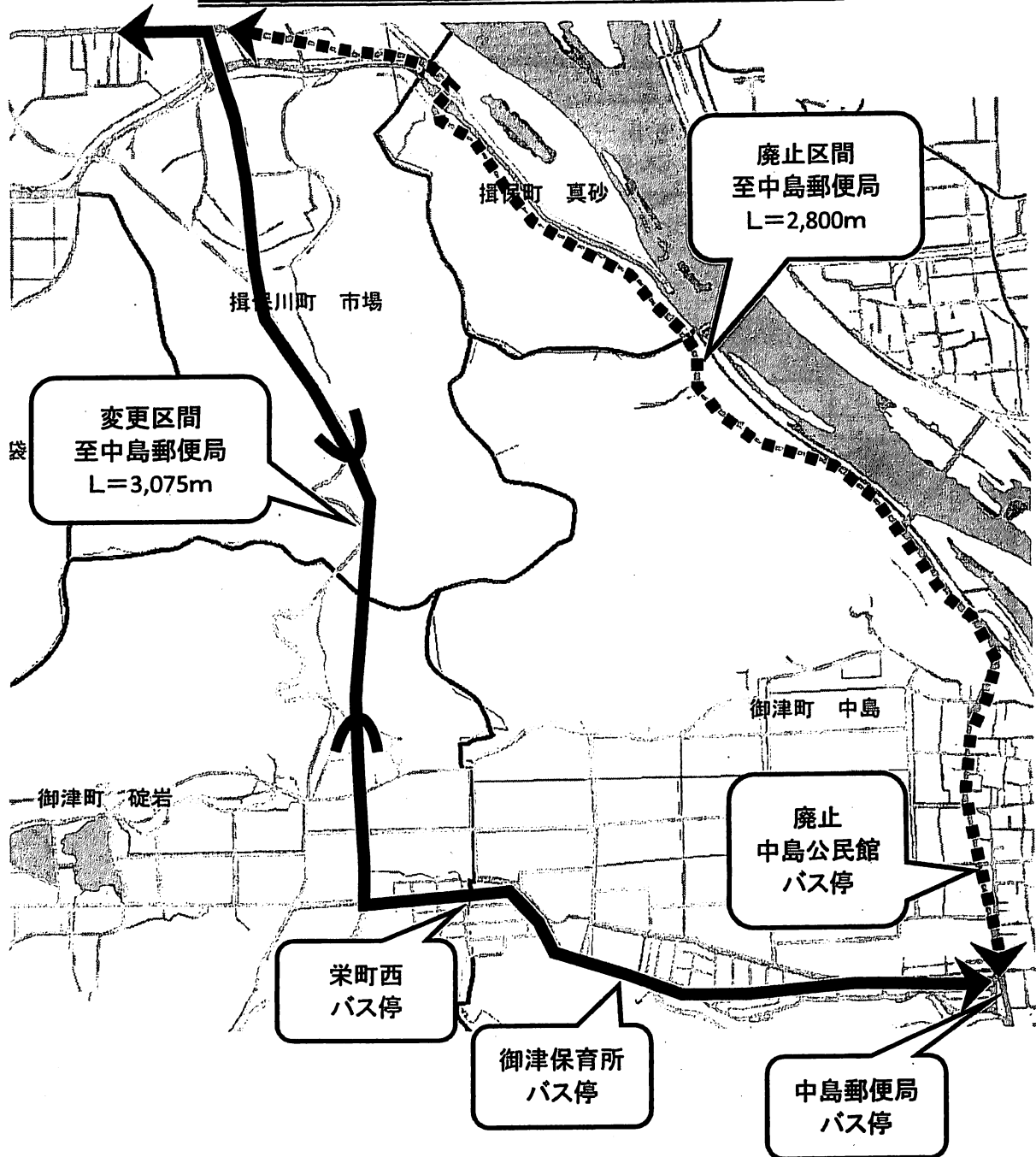


【参考】JR山陽本線竜野駅時刻表（平日）

姫路方面	岡山方面
上り	下り
6:50	6:49
7:00	7:20
7:17	7:32
7:27	7:48
7:30	8:06
7:45	～
8:09	～
～	～

※7:51発本竜野駅行きが増便により、  
 竜野駅着の左記太枠6便の乗継が可能  
 となり、利便性が向上する。

# 南北連結ルート変更案1

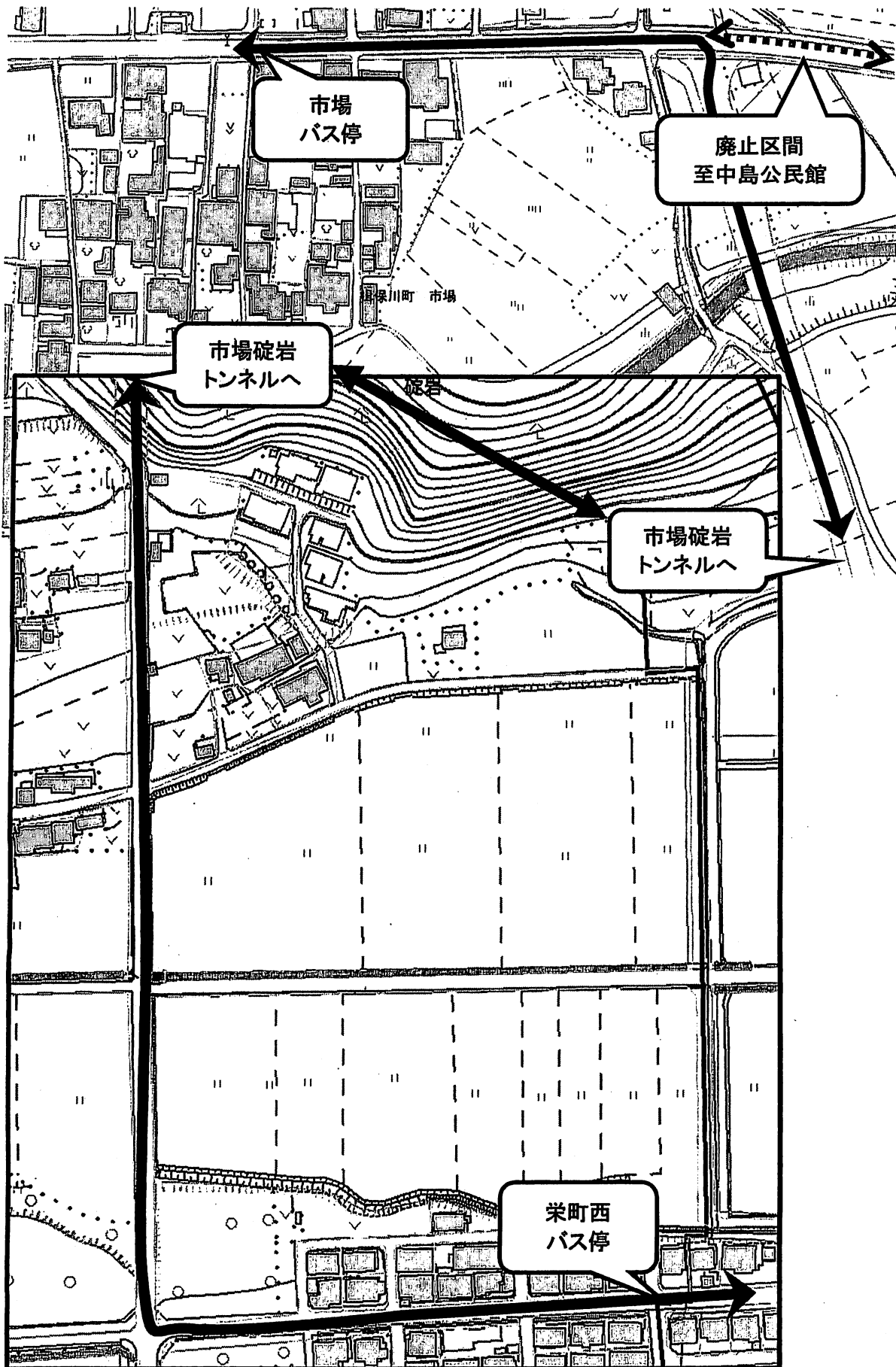


【理由】市道龍野揖保川御津線供用開始 L=1,910m、W=6.5(11.25)m  
市場碓岩トンネル(L=457m)開通によるもの

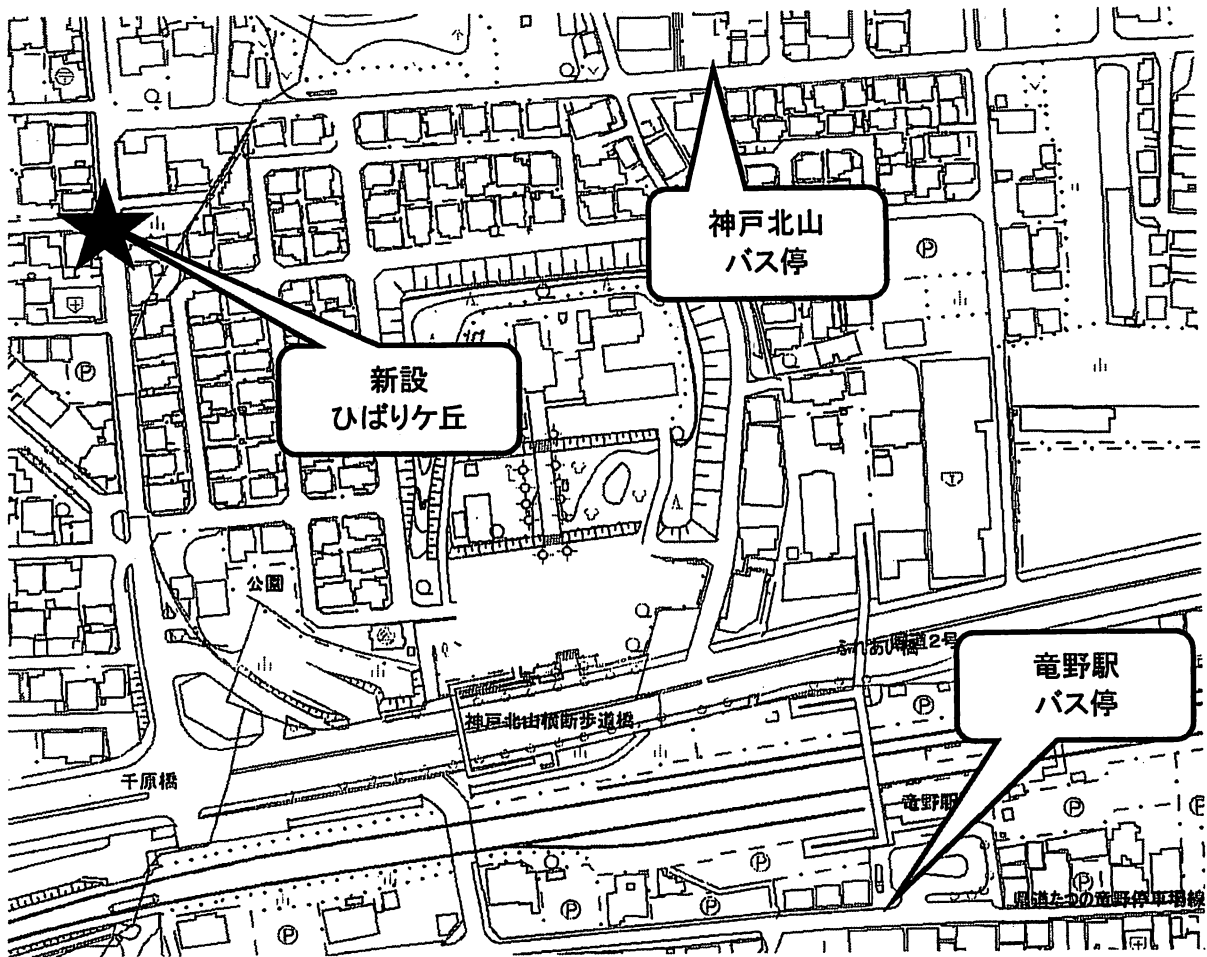
なお、既存ルート上にある中島公民館は廃止し、200m先の中島郵便局へ統合する。

※南北連結ルートについては、速達性・定時性を確保するため、フリー乗降区間(栄町西～中島郵便局)を設定しない。

# 南北連結ルート変更案1(拡大図)



# 南北連結ルートバス停新設案



【理由】ひばりヶ丘地元自治会の要望に対し、利便性の向上を図るもの。

延長L=820m 竜野駅—(540m)ひばりヶ丘(新設)—(280m)神戸北山

# 光都～しんぐう総合センタールートの見直しについて（案）

光都～しんぐう総合センタールートの光都方面への朝の便について、高速化のため西栗栖～しんぐう総合センタールートの朝の便と同じく、千本から播磨高原東中学校間を回送し、光都～しんぐう総合センター行きの10：15発を10分繰り上げ、10：05発とし、播磨新宮駅を11：03着とすることで、南北連結ルート及び姫新線への乗り継ぎが可能となり、利便性が向上し、乗客数が増加すると見込まれる。

光都～しんぐう総合センタールート

バス停名	運行日：月水金	
	わかあゆ	
しんぐう総合センター	8:55	8:55
～	～	～
播磨新宮駅	9:00	9:00
ふれあい福祉会館	9:02	9:02
平野円休寺	9:05	9:05
大屋年宗橋	9:07	9:07
大屋辻川橋	9:08	9:08
善定公民館	9:10	9:10
善定西向寺	9:13	9:13
～	～	～
千本駅前（堀田医院）	9:28	9:28
千本	9:29	回送
～	～	
上筋原集落センター	9:42	
～	～	
光都21集会所	9:55	
播磨高原東中学校前	9:58	

光都～しんぐう総合センタールート

バス停名	運行日：月水金	
	わかあゆ	
播磨高原東中学校前	10:15	10:05
光都21集会所	10:15	10:05
～	～	～
上筋原集落センター	10:24	10:14
～	～	～
千本	10:41	10:31
千本駅前（堀田医院）	10:43	10:33
～	～	～
大屋年宗橋	10:54	10:44
大屋辻川橋	10:55	10:45
善定公民館	10:57	10:47
善定西向寺	11:00	10:50
～	～	～
ふれあい福祉会館	11:09	10:59
播磨新宮駅	11:13	11:03
～	～	～
しんぐう総合センター	11:18	11:08

姫新線：播磨新宮発姫路行き11：06に乗車が可能となる

南北連結：播磨新宮発11：05発に乗車が可能となる

## たつの市新公共交通システム構築計画（案）

### <目的>

合併から10年を迎え、合併前の市町から引き継いだコミュニティバスも、再編を繰り返し、住民にとって真に必要な形態となっているかを検証する時期となっており、団塊の世代が後期高齢者となる10年後以降の人口減少、少子高齢社会を見据え、持続可能な地域公共交通網を再構築することにより、住民生活にとって必要不可欠な移動手段の確保を担保する。

既存の地域公共交通における財政投入の価値を再認識し、効率化と利便性の向上などを踏まえた、質の高い地域公共交通を整備することで、地域住民の誰もが安全・便利に利用できる、車社会から脱却した地球環境にやさしい交通体系を目指す。

#### 地域公共交通網を再構築する目的

地域の持続可能な発展＋地域公共交通の課題克服＋地球環境保全  
＝新公共交通システムの構築

### <利点>

少子高齢化・交通弱者への対応、地域連携の強化、幹線道路での混雑緩和  
公共交通空白地の解消、環境負荷の低減、国の支援（補助金交付）

### <計画策定の手法>

現在、道路運送法に基づき開催しているたつの市地域公共交通会議を、地域公共交通活性化再生法に基づく、法定協議会（※）として位置づけ、国の支援（補助金交付）を受けながら、法定協議会にてたつの市地域公共交通網形成計画を策定し、さらに、地域公共交通再編実施計画を構築し、たつの市の地域公共交通のあり方を抜本的に見直す。

#### 地域公共交通網形成計画＞地域公共交通再編事業（デマンド交通等の導入）

### ※法定協議会

地域公共交通活性化再生法第6条に基づき設置する、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための組織のこと。交通政策基本法の制定（平成25年12月）と地域公共交通活性化再生法の一部改正（平成26年11月）に伴い、現在設置している地域公共交通会議を必要な関係者を追加することにより法定協議会とすることが可能となり、地域公共交通網形成計画を策定している協議会に対し、国からの支援（補助金交付）を受けられることとなる。（別紙参照）

【参考】地域公共交通会議と法定協議会の違い

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
対象交通モード	バス・タクシー	多様なモード (バス・タクシー・鉄道等)
会議参加応諾義務	なし	あり
計画策定	任意 (国の補助金なし)	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施における補助金受領	行えない (協議組織)	行える (協議+事業実施組織)
補助事業メニュー	地域公共交通総合連携計画等がない場合なし	計画策定調査事業・再編調査事業 (上限2千万) 地域協働推進事業 (利用促進策) (1/2)
メリット	協議が調った場合 ・経路の設定 (路線の新規・変更) ・運賃設定等の手続きを簡略化、弾力化することが可能となる	国からの支援を受けることができる。(支援対象は事業実施組織である法定協議会)
必須構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の長</li> <li>・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</li> <li>・地方公共団体が必要と認める者</li> <li>・住民又は旅客</li> <li>・地方運輸局長</li> <li>・乗合バスの運転者が組織する団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体</li> <li>・公共交通事業者</li> <li>・関係する道路管理者</li> <li>・関係する港湾管理者</li> <li>・その他計画を定めようとする事業を実施すると見込まれる者</li> <li>・地方公共団体が必要と認める者 (公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者等)</li> </ul>
<p>※ただし、協議するテーマについては、大半が両者共通の内容となる。 また、このたびの法改正により、地域公共交通会議を地域の实情に応じて関係者を追加することにより、法定協議会の要件を満たすことが認められた。 本市の場合、現構成員のまま法定協議会に移行することが可能。</p>		

<地域公共交通に求められる役割>

★地方創生

・まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定資料)より、  
「まちの創生」の政策パッケージ 4-イ-①から抜粋

- 都市再生特別措置法・・・立地適正化計画制度
  - 地域公共交通活性化再生法・・・地域公共交通網形成計画制度
  - 市街地活性化法・・・中心市街地活性化基本計画制度
- との連携・周知・普及を図り、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を積極的に推進する。

国の目標値として、

地域公共交通網形成計画策定数100件、立地適正化計画策定数150市町村が挙げられており、本市は平成28年度に立地適正化計画を策定予定。

★まちづくり

国交省地域公共交通活性化再生法の一部改正資料より

- ・地域住民の移動手段の確保  
(学生・生徒・高齢者・障害者・妊婦等)
- ・まちなにぎわいの創出や健康増進  
(外出機会の増加によるまちなにぎわいの創出と歩いて暮らせるまちづくりによる健康増進)
- ・コンパクトシティの実現  
(諸機能が集約した拠点どうし、拠点と居住エリアを結ぶ交通手段の提供)
- ・人の交流の活性化  
(観光旅客等の来訪者の移動の利便性・回遊性の向上による交流活性化)

<スケジュール>

- H27.2 地域公共交通会議にて地域公共交通活性化再生法の6条法定協議会の設立協議 ワーキンググループ(WG)立上げ
- H27.3 WGにてアンケート調査項目の検討  
地域公共交通網形成計画の策定へ向けた検討開始
- H27.4-5 アンケート調査
- 6-8 地域公共交通会議／WG(調査結果分析)
- 9-10 WG(たつの市の公共交通を取り巻く課題の抽出)
- 11-12 地域公共会議／WG(地域公共交通再編方針の検討)
- H28.1-3 地域公共交通会議(地域公共交通再編計画案の検討)
- H28.4 地域公共交通会議(地域公共交通網形成計画の策定)



### <アンケート調査>

○65歳以上の全高齢者を対象とし、公共交通の利用実態と意識に関する調査を実施する（H27.4-5 目途）

（例：外出目的、場所、交通手段、頻度、出発時間、帰宅時間、移動時の問題）

○高校生への調査（龍野北高校・龍野高校）

公共交通機関を利用して通学する生徒を対象としたアンケートを実施

（例：ラッシュ時の車両数増加・通学時のダイヤ改善・帰宅時のダイヤ改善・増便・運行ルートの改善・高速化等）

○コミバスでの実車乗り込み調査

（例：出発地、到着地、移動目的、コミバスの利用頻度、所要時間ほか）

### <新公共交通網の姿>

鉄道・路線バス・コミバス・タクシー・デマンド交通等

コミバスを①基幹路線、②準基幹路線、③支線の3つに整理し、交通結節点をつなぐ公共交通網を構築する

このうち、②・③を担うデマンド交通でカバーする区域を設定する

### <デマンド交通>

・電話予約制となり、運賃も上がると予想される。

予約：他市事例では直前30分前から1週間前までなど様々な形態あり。

運賃：距離制や定額制など、様々な料金体系あり。

（コミバスのワンコイン100円という運賃も再考する必要あり。）

・区域内運行（例：中学校単位等）

・交通空白地、及びコミバスの利用が、たつの市再編基準（10人以下/日）の路線地域での運行を想定

### ※区域内の乗降できる施設の事例

①交通結節点（駅、バス停）

②医療福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設、薬局等）

③金融機関（郵便局、銀行、農協、信用金庫等）

④商業施設（理美容院、小売店、飲食店等）

⑤その他施設等（官公庁、文化・福祉・社会教育・環境・衛生施設等）

区域外へも一部運行可能等

### <調査・検討>

平成26年度において、先進地フルデマンド・セミデマンド方式などを視察（長野県安曇野市、岐阜県養老町、岡山県総社市）

今後の方針について、法定協議会で協議を進める。

佐企ま第 266 号  
平成27年 2月 5日

たつの市地域公共交通会議  
会長 寺田 勝 様

佐用町地域公共交通会議  
佐用町長 庵 途 典



佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の  
通学定期制度導入にかかる審議依頼について

時下、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は地域公共交通の維持・確保に格別のご理解とご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて佐用町では、道路運送法に基づき、神戸運輸監理部に届出・登録を行い、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）によるコミュニティバスを運行しております。平成24年4月1日からは、播磨科学公園都市への通院・通学等を主な目的とした標記の『三日月～播磨科学公園都市線』を創設し、貴市並びに上郡町地域公共交通会議の承認のもと、運行しているところです。

このたび佐用町では、同路線において、子育て支援策と利用促進の一環として、町内に住所を有する中学生以上の方が通学利用する場合に対し、下記及び別紙のとおり通学定期制度を導入したく考えておりますが、その際、たつの市域を跨る路線の料金体系の変更であるため、貴市地域公共交通会議の承認が必要となります。

については、公共交通網の利便性維持・確保のため、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 系 統 : 三日月駅～県立大付属高校
2. キ ロ 程 : 片道12.1キロ
3. 便数・ダイヤ : 1日6便。土日、祝日運休
4. 使用車両 : 町公用車（ワゴン車）
5. 運 賃 : 1回乗車300円（チケット制）ですが、平成27年4月から、通学定期制度を導入予定。詳細は別紙のとおり。

## ●コミュニティバスへの通学定期券導入について（案）

佐用町

### 1. 目的

佐用町で運営しているコミュニティバス（佐用～船越線・三日月～播磨科学公園都市線）は、沿線に存在する佐用高校及び県立大付属中学・高校への通学に多くの学生たちが利用しています。

そこで子育て支援策の一環として、平成 27 年度から、佐用町に住所を有し、コミュニティバスを利用する中学生以上の学生に対し、通学定期券を導入して、子育て世代等への経済的な支援とコミュニティバスの利用促進を図ります。

### 2. 通学定期の対象者

県立大付属中学への通学を想定し、佐用町在住の中学生以上の学生とします。

### 3. 通学定期を導入した場合の対価の額

- ・民間路線バス会社の算出方法を参考に、事務の簡素化も考慮して料金設定。
- ・定期券は 1 か月定期を基本とし、2 か月、3 か月、最長 4 か月まで購入可能。
- ・運行日数は、月平均 20 日であるため、算出根拠として使用。

#### ・定期代

1 か月

$$\textcircled{\text{300}} \text{円} \times 2 \text{回} \times 1 \text{か月平均運行日数 } 20 \text{日} \times (2/3) = \underline{\underline{8,000}} \text{円}$$

2 か月 16,000 円、3 か月 24,000 円、4 か月 32,000 円

(1 か月定期代の倍数)

#### 【参考】通常の 1 回乗車の対価

就学前児童・・・無料（中学生以上の同伴要）

小学生・・・・・・150 円

その他・・・・・・300 円

### 4. 定期導入にかかる影響


町内在住の学生のみの限定した通学定期制度の導入であることに加え、佐用～船越線に関しては、県立佐用高校への利用がメインで、また三日月～播磨科学公園都市線に関しては、終点の県立大付属高校までの利用がメインとなり、競合する民間バス路線内での乗降に影響を与えるものではありません。

(事前協議済み)

## 5. 定期券の内容（案）

縦約 50 ミリ×横約 85 ミリ程度のサイズで発行予定。  
改ざん防止の用紙等を使用します。

表面

	コミバス佐用定期券	通学定期
27-04-08	~	27-05-07
8,000 円		
名前：佐用 太郎 男		佐用町 長の印
発行日：平成 27 年 4 月 1 日		
発行：佐用町長 庵邊 典章		

裏面

<b>【注意事項】</b>
1. 本定期券は、コミバス佐用のみで使用 できます。
2. 本券は、本人以外の方が使用すること はできません。
3. 紛失した場合、再発行はできません。

## 6. 定期券販売

### 【販売開始】

平成 27 年 4 月からを予定。

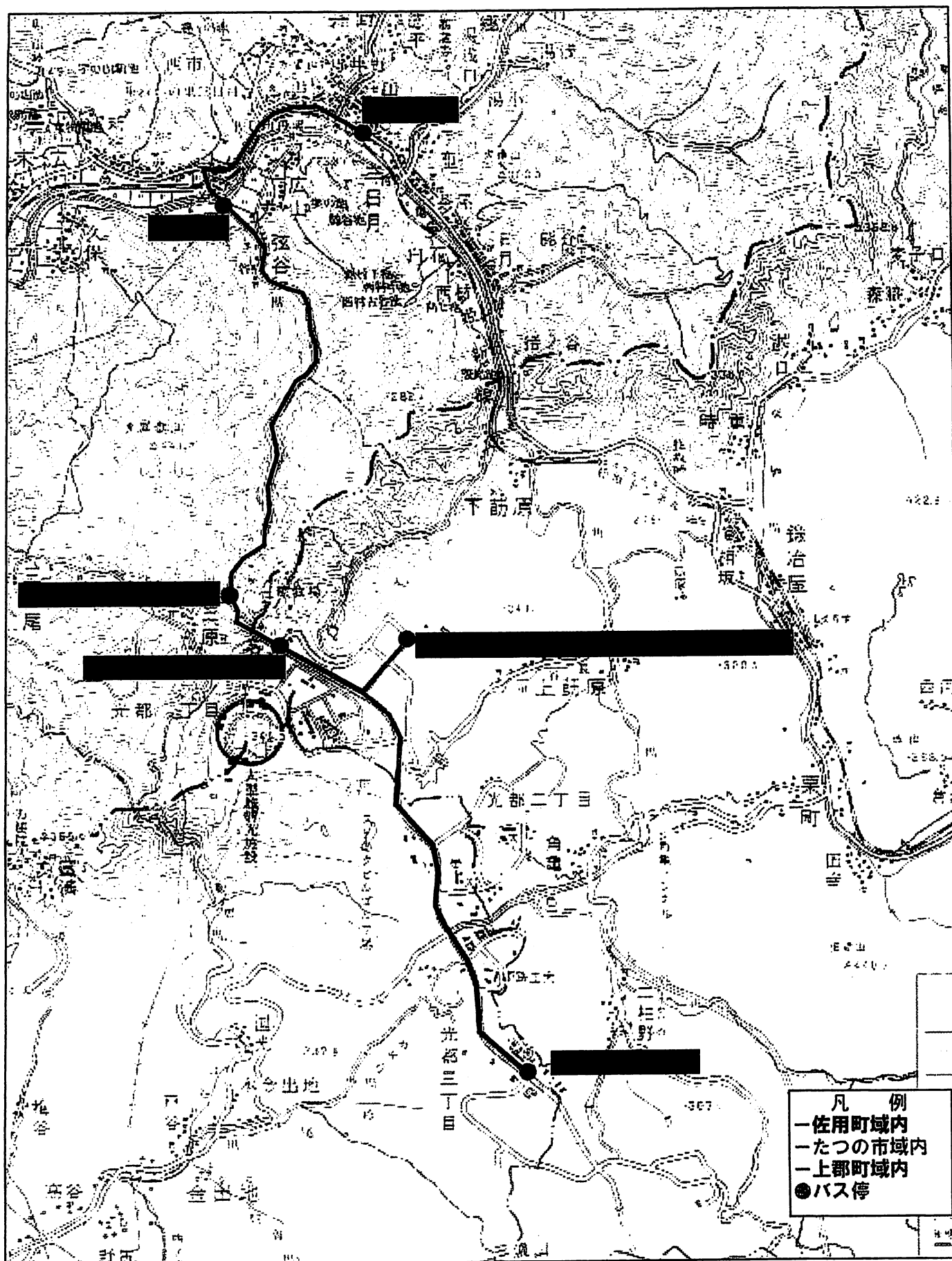
# コミュニティバス三日月播磨科学公園都市線時刻表

平成25年3月5日

バス停	播磨科学公園都市行き		
●三日月駅	7:20	9:15	13:25
●弦谷橋	7:23	9:18	13:28
●ひょうご 環境体験館	7:28	9:23	13:33
●スプリング8前	7:29	9:24	13:34
●西播磨総合 リハビリ	7:31	9:26	13:36
●県立大 付属高校	7:38	9:33	13:43

	三日月駅行き		
●県立大 付属高校	13:50	16:50	18:30
●西播磨総合 リハビリ	13:57	16:57	18:37
●スプリング8前	13:59	16:59	18:39
●ひょうご 環境体験館	14:00	17:00	18:40
●弦谷橋	14:05	17:05	18:45
●三日月駅	14:08	17:08	18:48

「三日月～播磨科学公園都市線」路線図



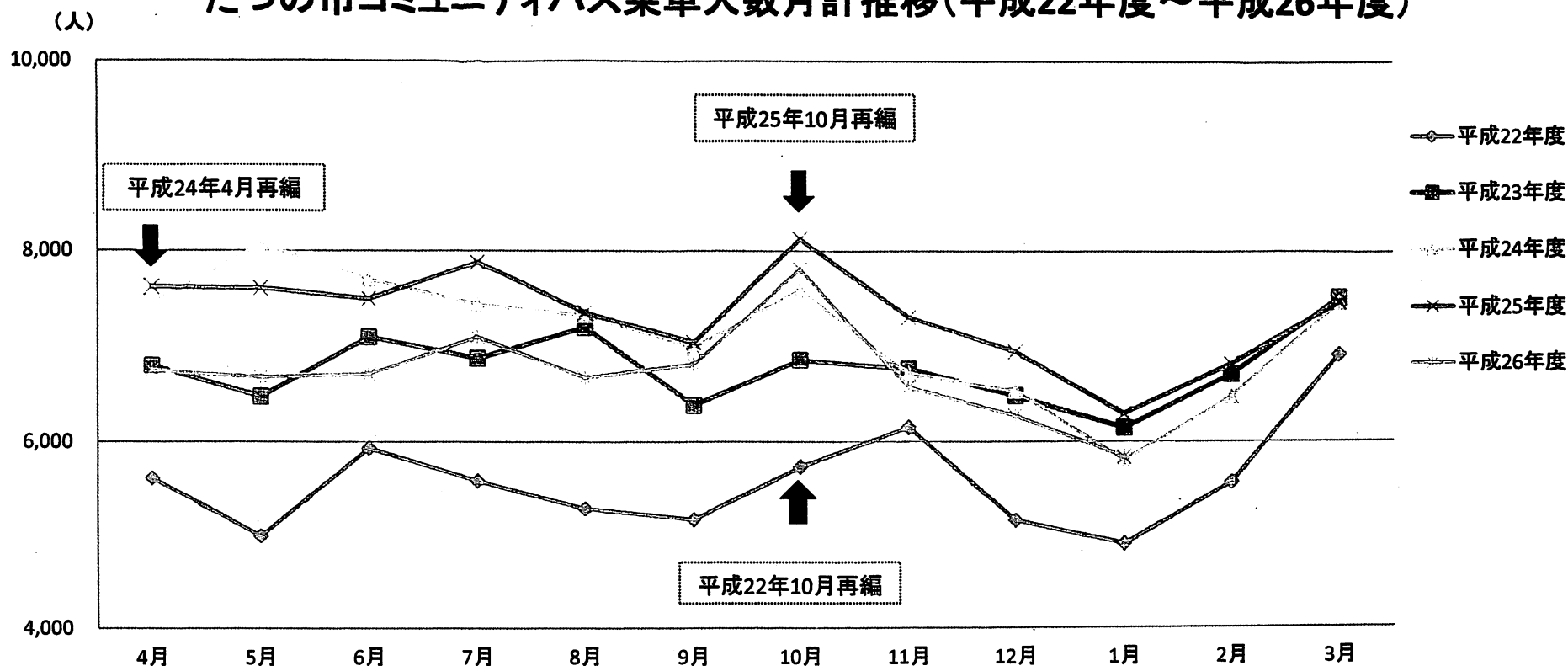
平成26年度上半期コミュニティバスの利用状況【平成26年4月～平成26年9月】

車 両	No.	運行系統名	運行日	起 点	主な経由地	終 点	平成26年度(上半期)		平成25年度(上半期)		増 減	
							利用者数 (人)	利用者数 /運行日 (人)	利用者数 (人)	利用者数 /運行日 (人)	差 引 (人)	増減率 (%)
さくら	1-1	南北連結	月～土	しんぐう総合センター	播磨新宮駅・本竜野駅・竜野駅・市民病院	新舞子荘	21,185	141.2	24,232	161.5	▲ 3,047	▲ 12.6
あいあい	1-2	南北連結	月～土	新舞子荘(黒崎)	市民病院・竜野駅・本竜野駅・播磨新宮駅	しんぐう総合センター						
赤とんぼ (2台)	2	龍野循環	月～土	本竜野駅	龍野公園前	本竜野駅	3,769	25.1	3,265	21.8	504	15.4
	3	龍野・神岡	月～土	本竜野駅	奥村・東鶯崎駅	本竜野駅	4,008	26.7	4,542	30.3	▲ 534	▲ 11.8
	4-1	揖西(朝夕)	月～土	土師南	景雲寺	本竜野駅	717	4.8	740	4.9	▲ 23	▲ 3.1
	4-2	揖西	月・水・金	本竜野駅	土師南・景雲寺	本竜野駅	1,843	24.6	2,064	28.3	▲ 221	▲ 10.7
	5	揖保	火・木・土	本竜野駅	揖保中・真砂口	本竜野駅	1,222	16.3	1,129	14.7	93	8.2
わかあゆ (2台)	6	光都～しんぐう総合センター	月・水・金	播磨高原東中学校前	千本駅前	しんぐう総合センター	1,433	19.1	1,659	22.7	▲ 226	▲ 13.6
	7	上笹・下笹	月・水・金	上笹1区自治会館	八重垣病院	播磨新宮駅	399	5.3	496	6.8	▲ 97	▲ 19.6
		※大屋・善定	月・水・金	善定西向寺	大屋年宗橋	播磨新宮駅			159	1.1	▲ 159	▲ 100.0
	8	西栗栖～しんぐう総合センター	火・木・土	奥小屋	千本駅前	しんぐう総合センター	1,769	23.6	1,723	22.4	46	2.7
	9	香山・篠首	火・木・土	大谷	香島コミセン・八重垣病院	播磨新宮駅	825	11.0	976	12.7	▲ 151	▲ 15.5
るーぷらいん丸	10	室津・市民病院・碓岩	月～土	大浦公園	道の駅みつ・碓岩公民館	市民病院	1,999	13.3	2,309	15.4	▲ 310	▲ 13.4
	11	竜野駅～市民病院	月～土	アクアホール前	竜野駅・河内中央	市民病院	805	10.8	1,021	6.8	▲ 216	▲ 21.2
	12-1	揖西～竜野駅(朝夕)	月～土	小犬丸西	土師南・竜野駅	アクアホール前	476	3.2	442	2.9	34	7.7
	12-2	揖西～竜野駅	火・木・土	土師南	土師南・竜野駅	アクアホール前	279	3.7	337	4.4	▲ 58	▲ 17.2
合 計							40,729	271.5	45,094	300.0	▲ 4,365	▲ 9.7

※『大屋・善定ルート』については、平成25年10月1日から『光都～播磨新宮駅ルート』に統合

※『光都～しんぐう総合センター』、『西栗栖～しんぐう総合センター』については、平成26年10月1日から播磨新宮駅までの運行をしんぐう総合センターへ延伸しています。

# たつの市コミュニティバス乗車人数月計推移(平成22年度～平成26年度)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成22年度	5,610	4,986	5,932	5,580	5,281	5,167	5,732	6,154	5,154	4,903	5,562	6,916	66,977
平成23年度	6,798	6,469	7,103	6,873	7,202	6,380	6,859	6,767	6,481	6,144	6,704	7,511	81,291
平成24年度	7,450	8,061	7,703	7,442	7,332	6,990	7,595	6,711	6,534	5,806	6,473	7,462	85,559
平成25年度	7,616	7,601	7,502	7,876	7,362	7,049	8,123	7,313	6,950	6,296	6,817	7,473	87,978
平成26年度	6,747	6,678	6,712	7,102	6,675	6,815	7,808	6,578	6,274	5,842			67,231

### 【再編状況】

平成22年10月12日	14路線	(19路線中 7路線廃止 2路線新設)
平成24年 4月 1日	13路線	(14路線中 1路線廃止)
平成25年10月 1日	12路線	(13路線中 1路線廃止)

### 【再編基準】

利用者数10人/日